

令和元年10月1日実施

料 金 表
(標準供給条件)



【業務用電力A・業務用季時別電力A】

標準供給条件14（業務用電力）(5)イの基本料金および電力量料金は以下のとおりといたします。

1 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。

(1) 業務用電力A

契約電力 1キロワット につき	標準電圧 6,000ボルトで 供給を受ける場合	2,046円00銭
	標準電圧20,000ボルトで 供給を受ける場合	1,936円00銭
	標準電圧60,000ボルトで 供給を受ける場合	1,870円00銭

(2) 業務用季時別電力A

契約電力 1キロワット につき	標準電圧 6,000ボルトで 供給を受ける場合	2,046円00銭
	標準電圧20,000ボルトで 供給を受ける場合	1,936円00銭
	標準電圧60,000ボルトで 供給を受ける場合	1,870円00銭

2 電力量料金

(1) 業務用電力A

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

		夏季料金	その他季料金
1キロワット 時につき	標準電圧 6,000ボルト で供給を受ける場合	12円99銭	12円06銭
	標準電圧20,000ボルト で供給を受ける場合	11円90銭	11円07銭
	標準電圧60,000ボルト で供給を受ける場合	11円79銭	10円97銭

(2) 業務用季時別電力A

電力量料金は、その1月の時間帯別の使用電力量によって算定いたします。

イ ピーク時間

1キロワット 時につき	標準電圧 6,000ボルトで 供給を受ける場合	16円95銭
	標準電圧 20,000ボルトで 供給を受ける場合	15円32銭
	標準電圧 60,000ボルトで 供給を受ける場合	15円17銭

ロ 昼間時間

昼間時間の使用電力量のうち、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

		夏季料金	その他季料金
1キロワット 時につき	標準電圧 6,000ボルトで 供給を受ける場合	14円48銭	13円53銭
	標準電圧 20,000ボルトで 供給を受ける場合	13円13銭	12円28銭
	標準電圧 60,000ボルトで 供給を受ける場合	13円00銭	12円18銭

ハ 夜間時間

1キロワット 時につき	標準電圧 6,000ボルトで 供給を受ける場合	9円06銭
	標準電圧 20,000ボルトで 供給を受ける場合	8円59銭
	標準電圧 60,000ボルトで 供給を受ける場合	8円51銭

【産業用電力A・産業用季時別電力A】

標準供給条件15（産業用電力）(5)イの基本料金および電力量料金は以下のとおりといたします。

1 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。

(1) 産業用電力A

契約電力 1キロワット につき	標準電圧 6,000ボルトで供給を受ける場合	2,046円00銭
	標準電圧 20,000ボルトで供給を受ける場合	1,936円00銭
	標準電圧 60,000ボルトで供給を受ける場合	1,870円00銭
	標準電圧100,000ボルトで供給を受ける場合	1,804円00銭

(2) 産業用季時別電力A

契約電力 1キロワット につき	標準電圧 6,000ボルトで供給を受ける場合	2,046円00銭
	標準電圧 20,000ボルトで供給を受ける場合	1,936円00銭
	標準電圧 60,000ボルトで供給を受ける場合	1,870円00銭
	標準電圧100,000ボルトで供給を受ける場合	1,804円00銭

2 電力量料金

(1) 産業用電力A

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

		夏季料金	その他季料金
1キロワット 時につき	標準電圧 6,000ボルト で供給を受ける場合	12円51銭	11円62銭
	標準電圧 20,000ボルト で供給を受ける場合	11円51銭	10円70銭
	標準電圧 60,000ボルト で供給を受ける場合	11円40銭	10円61銭
	標準電圧100,000ボルト で供給を受ける場合	11円30銭	10円51銭

(2) 産業用季特別電力A

電力量料金は、その1月の時間帯別の使用電力量によって算定いたします。

イ ピーク時間

1キロワット 時につき	標準電圧 6,000ボルトで 供給を受ける場合	16円95銭
	標準電圧 20,000ボルトで 供給を受ける場合	15円32銭
	標準電圧 60,000ボルトで 供給を受ける場合	15円17銭
	標準電圧100,000ボルトで 供給を受ける場合	15円03銭

ロ 昼間時間

昼間時間の使用電力量のうち、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

		夏季料金	その他季料金
1キロワット 時につき	標準電圧 6,000ボルト で供給を受ける場合	14円48銭	13円53銭
	標準電圧 20,000ボルト で供給を受ける場合	13円13銭	12円28銭
	標準電圧 60,000ボルト で供給を受ける場合	13円00銭	12円18銭
	標準電圧100,000ボルト で供給を受ける場合	12円88銭	12円07銭

ハ 夜 間 時 間

1 キロワット 時 に つ き	標 準 電 圧 6,000 ボ ル ト で 供 給 を 受 け る 場 合	9 円 0 6 銭
	標 準 電 圧 20,000 ボ ル ト で 供 給 を 受 け る 場 合	8 円 5 9 銭
	標 準 電 圧 60,000 ボ ル ト で 供 給 を 受 け る 場 合	8 円 5 1 銭
	標 準 電 圧 100,000 ボ ル ト で 供 給 を 受 け る 場 合	8 円 4 4 銭

【臨時電力】

標準供給条件16（臨時電力）(3)ロの電力量料金は以下のとおりといたします。

（電力量料金）

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

1 業務用電力の場合

		夏季料金	その他季料金
1キロワット 時につき	標準電圧 6,000ボルト で供給を受ける場合	15円03銭	13円91銭
	標準電圧20,000ボルト で供給を受ける場合	13円73銭	12円74銭
	標準電圧60,000ボルト で供給を受ける場合	13円61銭	12円62銭

2 産業用電力の場合

		夏季料金	その他季料金
1キロワット 時につき	標準電圧 6,000ボルト で供給を受ける場合	14円45銭	13円38銭
	標準電圧 20,000ボルト で供給を受ける場合	13円27銭	12円30銭
	標準電圧 60,000ボルト で供給を受ける場合	13円13銭	12円19銭
	標準電圧100,000ボルト で供給を受ける場合	13円01銭	12円06銭

【業務用自家発補給電力】

標準供給条件17（自家発補給電力）(1)ハ(イ)の基本料金および電力量料金は以下のとおりといたします。

1 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。

契約電力 1キロワット につき	標準電圧 6,000ボルトで 供給を受ける場合	2,250円60銭
	標準電圧20,000ボルトで 供給を受ける場合	2,129円60銭
	標準電圧60,000ボルトで 供給を受ける場合	2,057円00銭

ただし、まったく電気の供給を受けない場合の基本料金は、1月につき次のとおりといたします。

契約電力 1キロワット につき	標準電圧 6,000ボルトで 供給を受ける場合	675円40銭
	標準電圧20,000ボルトで 供給を受ける場合	639円10銭
	標準電圧60,000ボルトで 供給を受ける場合	617円10銭

なお、その1月に前月から継続して電気の供給を受けた期間がある場合で、その期間が前月の電気の供給を受けなかった期間を上回らないときは、その期間における電気の供給は、前月における電気の供給とみなします。

2 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

(1) 定期検査または定期補修による場合

		夏季料金	その他季料金
1キロワット 時につき	標準電圧 6,000ボルト で供給を受ける場合	14円01銭	12円99銭
	標準電圧20,000ボルト で供給を受ける場合	12円83銭	11円90銭
	標準電圧60,000ボルト で供給を受ける場合	12円71銭	11円79銭

(2) (1)以外の場合

		夏季料金	その他季料金
1キロワット 時につき	標準電圧 6,000ボルト で供給を受ける場合	16円85銭	15円55銭
	標準電圧20,000ボルト で供給を受ける場合	15円36銭	14円22銭
	標準電圧60,000ボルト で供給を受ける場合	15円21銭	14円07銭

【産業用自家発補給電力】

標準供給条件17（自家発補給電力）(2)ハ(イ)の基本料金および電力量料金は以下のとおりといたします。

1 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。

契約電力 1キロワット につき	標準電圧 6,000ボルトで供給を受ける場合	2,250円60銭
	標準電圧 20,000ボルトで供給を受ける場合	2,129円60銭
	標準電圧 60,000ボルトで供給を受ける場合	2,057円00銭
	標準電圧100,000ボルトで供給を受ける場合	1,984円40銭

ただし、まったく電気の供給を受けない場合の基本料金は、1月につき次のとおりといたします。

契約電力 1キロワット につき	標準電圧 6,000ボルトで供給を受ける場合	449円90銭
	標準電圧 20,000ボルトで供給を受ける場合	425円70銭
	標準電圧 60,000ボルトで供給を受ける場合	411円40銭
	標準電圧100,000ボルトで供給を受ける場合	397円10銭

なお、その1月に前月から継続して電気の供給を受けた期間がある場合で、その期間が前月の電気の供給を受けなかった期間を上回らないときは、その期間における電気の供給は、前月における電気の供給とみなします。

2 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

(1) 定期検査または定期補修による場合

		夏季料金	その他季料金
1キロワット 時につき	標準電圧 6,000ボルト で供給を受ける場合	13円49銭	12円51銭
	標準電圧 20,000ボルト で供給を受ける場合	12円40銭	11円51銭
	標準電圧 60,000ボルト で供給を受ける場合	12円26銭	11円40銭
	標準電圧100,000ボルト で供給を受ける場合	12円15銭	11円30銭

(2) (1)以外の場合

		夏季料金	その他季料金
1キロワット 時につき	標準電圧 6,000ボルト で供給を受ける場合	16円17銭	14円95銭
	標準電圧 20,000ボルト で供給を受ける場合	14円82銭	13円71銭
	標準電圧 60,000ボルト で供給を受ける場合	14円67銭	13円58銭
	標準電圧100,000ボルト で供給を受ける場合	14円50銭	13円44銭

【予 備 電 力】

標準供給条件18（予備電力）(3)イの基本料金および電力量料金は以下のとおりといたします。

1 基 本 料 金

基本料金は、電気の使用の有無にかかわらず、1月につき次のとおりといたします。ただし、特別高圧で常時供給を受け、かつ、高圧で予備電力の供給を受ける場合には、契約電力は、基本料金の算定上、常時供給分の電圧と同位の電圧に換算するための損失率（3パーセントといたします。）で修正したものといたします。

		予 備 線	予 備 電 源
契 約 電 力 1 キロワット に つ き	高圧で常時供給を受ける場合	7 7 円 0 0 銭	9 9 円 0 0 銭
	特別高圧で常時供給を受ける場合	6 6 円 0 0 銭	1 1 0 円 0 0 銭

2 電 力 量 料 金

電力量料金は、その1月の使用電力量につき、そのお客さまの常時供給分の該当料金を適用いたします。ただし、常時供給分と異なった電圧で供給を受ける場合には、使用電力量は、電力量料金の算定上、常時供給分の電圧と同位の電圧に換算するための損失率（3パーセントといたします。）で修正したものといたします。

【燃料費調整】

標準供給条件の燃料費調整の取扱いは以下のとおりといたします。

1 燃料費調整額の算定

(1) 平均燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.0053$$

$$\beta = 0.1861$$

$$\gamma = 1.0757$$

なお、各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(2) 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、次の算式によって算定された値といたします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

イ 1キロリットル当たりの平均燃料価格が27,400円を下回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (27,400\text{円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{2\text{の基準単価}}{1,000}$$

ロ 1キロリットル当たりの平均燃料価格が27,400円を上回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 27,400\text{円}) \times \frac{2\text{の基準単価}}{1,000}$$

(3) 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

イ 各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、ロおよびハの場合を除き、次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の5月の検針日から6月の検針日の前日までの期間
毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の6月の検針日から7月の検針日の前日までの期間
毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の7月の検針日から8月の検針日の前日までの期間
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の8月の検針日から9月の検針日の前日までの期間
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の9月の検針日から10月の検針日の前日までの期間
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の10月の検針日から11月の検針日の前日までの期間
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の11月の検針日から12月の検針日の前日までの期間
毎年8月1日から10月31日までの期間	その年の12月の検針日から翌年の1月の検針日の前日までの期間
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の1月の検針日から2月の検針日の前日までの期間
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の2月の検針日から3月の検針日の前日までの期間
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の3月の検針日から4月の検針日の前日までの期間
毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間）	翌年の4月の検針日から5月の検針日の前日までの期間

ロ 記録型計量器により計量する場合で、当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしたときは、ハの場合を除き、各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、イに準ずるものといたします。この場合、イにいう検針日は、計量日といたします。

ハ 契約種別ごとの契約電力が500キロワット以上のお客さま（高圧で電気の供給を受ける場合に限ります。）または特別高圧で電気の供給を受けるお客さま（これらのお客さまに係る自家発補給電力および予備電力を含みます。）で、検針日が毎月初日のお客さまについては、各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、イに準ずるものといたします。この場合、イにいう各月の検針日は、その月の翌月の初日といたします。

(4) 燃料費調整額

燃料費調整額は、その1月の使用電力量に(2)によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

2 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

1キロワット時 につき	高圧で供給を受ける場合	13銭0厘
	特別高圧で供給を受ける場合	12銭8厘

3 燃料費調整額の差引きまたは加算

電力量料金は、1(1)によって算定された平均燃料価格が27,400円を下回る場合は、1(4)によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、1(1)によって算定された平均燃料価格が27,400円を上回る場合は、1(4)によって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

4 燃料費調整単価等の揭示

当社は、1(1)の各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たり

の平均原油価格，1トン当たりの平均液化天然ガス価格，1トン当たりの平均石炭価格および1(2)によって算定された燃料費調整単価を当社の事務所に掲示いたします。

【離島ユニバーサルサービス調整】

標準供給条件の離島ユニバーサルサービス調整の取扱いは以下のとおりといたします。

1 離島ユニバーサルサービス調整額の算定

(1) 離島平均燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの離島平均燃料価格は，貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき，次の算式によって算定された値といたします。

なお，離島平均燃料価格は，100円単位とし，100円未満の端数は，10円の位で四捨五入いたします。

$$\text{離島平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各離島平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各離島平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各離島平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 1.0000$$

$$\beta = 0.0000$$

$$\gamma = 0.0000$$

なお，各離島平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格，1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は，1円とし，その端数は，小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(2) 離島ユニバーサルサービス調整単価

離島ユニバーサルサービス調整単価は、次の算式によって算定された値といたします。

なお、離島ユニバーサルサービス調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

イ 1キロリットル当たりの離島平均燃料価格が52,500円を下回る場合
離島ユニバーサルサービス調整単価＝

$$(52,500\text{円} - \text{離島平均燃料価格}) \times \frac{2\text{の離島基準単価}}{1,000}$$

ロ 1キロリットル当たりの離島平均燃料価格が52,500円を上回り、かつ、78,800円以下の場合

離島ユニバーサルサービス調整単価＝

$$(\text{離島平均燃料価格} - 52,500\text{円}) \times \frac{2\text{の離島基準単価}}{1,000}$$

ハ 1キロリットル当たりの離島平均燃料価格が78,800円を上回る場合
離島平均燃料価格は、78,800円といたします。

離島ユニバーサルサービス調整単価＝

$$(78,800\text{円} - 52,500\text{円}) \times \frac{2\text{の離島基準単価}}{1,000}$$

(3) 離島ユニバーサルサービス調整単価の適用

各離島平均燃料価格算定期間の離島平均燃料価格によって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価は、その離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

イ 各離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間は、ロおよびハの場合を除き、次のとおりといたします。

離島平均燃料価格算定期間	離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の5月の検針日から6月の検針日の前日までの期間
毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の6月の検針日から7月の検針日の前日までの期間
毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の7月の検針日から8月の検針日の前日までの期間
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の8月の検針日から9月の検針日の前日までの期間
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の9月の検針日から10月の検針日の前日までの期間
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の10月の検針日から11月の検針日の前日までの期間
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の11月の検針日から12月の検針日の前日までの期間
毎年8月1日から10月31日までの期間	その年の12月の検針日から翌年の1月の検針日の前日までの期間
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の1月の検針日から2月の検針日の前日までの期間
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の2月の検針日から3月の検針日の前日までの期間
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の3月の検針日から4月の検針日の前日までの期間
毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間）	翌年の4月の検針日から5月の検針日の前日までの期間

ロ 記録型計量器により計量する場合で、当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしたときは、ハの場合を除き、各離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間は、イに準ずるものといたします。この場合、イにいう検針日は、計量日といたします。

ハ 契約種別ごとの契約電力が500キロワット以上のお客さま（高圧で電気の供給を受ける場合に限ります。）または特別高圧で電気の供給を受けるお客さま（これらのお客さまに係る自家発補給電力および予備電力を含みます。）で、検針日が毎月初日のお客さまについては、各離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調

整単価適用期間は、イに準ずるものといたします。この場合、イにいう各月の検針日は、その月の翌月の初日といたします。

(4) 離島ユニバーサルサービス調整額

離島ユニバーサルサービス調整額は、その1月の使用電力量に(2)によって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価を適用して算定いたします。

2 離島基準単価

離島基準単価は、離島平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

1 キロワット時につき	3 厘
-------------	-----

3 離島ユニバーサルサービス調整額の差引きまたは加算

電力量料金は、1(1)によって算定された離島平均燃料価格が52,500円を下回る場合は、1(4)によって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、1(1)によって算定された離島平均燃料価格が52,500円を上回る場合は、1(4)によって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

4 離島ユニバーサルサービス調整単価等の掲示

当社は、1(1)の各離島平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格、1トン当たりの平均石炭価格および1(2)によって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価を当社の事務所に掲示いたします。

【実施期日】

この料金表は、令和元年10月1日から実施いたします。

【料金表の変更】

- 1 当社は、標準供給条件2（標準供給条件の変更）にもとづき、この料金表を変更することがあります。
- 2 消費税および地方消費税の税率が変更された場合には、当社は、変更された税率にもとづき、この料金表を変更いたします。
- 3 1および2の場合には、契約期間中であっても、業務用電力A、業務用季時別電力A、産業用電力A、産業用季時別電力A、業務用自家発補給電力、産業用自家発補給電力および予備電力の基本料金および電力量料金、臨時電力の電力量料金、燃料費調整ならびに離島ユニバーサルサービス調整の取扱いは、変更後の料金表によります。

【消費税法の改正にともなう経過措置】

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の一部を改正する法律（平成28年11月28日法律第85号）第1条の規定により読み替えて適用される消費税法附則（平成24年8月22日法律第68号）第5条第2項の適用を受ける、令和元年9月30日以前から需給契約が継続し、令和元年10月1日から令和元年10月31日までの間に当社が支払いを受ける権利が確定する料金（令和元年10月1日以降初めて当社が支払いを受ける権利が確定する日が令和元年11月1日以降である料金については、当該確定した料金のうち、消費税法施行令の一部を改正する政令等の一部を改正する政令〔平成28年11月28日政令第358号〕第1条の規定により読み替えて適用される消費税法施行令附則〔平成26年9月30日政令第317号〕第4条第3項で定める部分に限ります。）の算定における料金率、基準単価および離島基準単価については、この料金表によらず、平成31年4月1日実施の料金表によります。